#### No. 20 差別のない明るいまちを 女共同参画社会 実現に向けて

このことが家庭や職場において 識が社会に根強く残っていて、 用機会均等法などによって、男 されており、制度上でも男女雇 ともなっています。 さまざまな男女差別を生む原因 女の役割を固定的にとらえる意 は仕事、女は家庭」といった男 女平等の原則が確立されています。 しかし、現実には今なお「男 男女平等の理念は憲法に明記

## 「男女共同参画社会」とは

きる社会をつくるための基本と 示されています。 なる考え方として次の五項目が かち合い、個性と能力を発揮で 互いに人権を尊重し、責任を分 (一九九九年施行) には、男女が 「男女共同参画社会基本法」

## ○男女の人権の尊重

についての配慮 ていきましょう。 力を発揮できるような社会にし なくし、ひとりの人間として能 切にしましょう。男女の差別を 男女の個人としての尊厳を大

# ○社会における制度または慣行

考えていきましょう。 な立場になったり、男女の行動 よって、男女のどちらかが不利 を分けることになっていないか 社会の制度や古いしきたりに

#### 共同参画 ○政策等の立案および決定への

るようにしましょう。 や計画立案に、ともに参加でき ーとして、いろいろな方針決定 男女が社会の対等なパートナ

#### 活動の両立 ○家庭生活における活動と他

いきましょう。 ら仕事などができるようにして 力し社会の支援も受け、 一員としての役割を果たしなが 男女が家族の中でお互いに協 家族の

#### ○国際的協調

画社会をつくっていきましょう。 し合い、そのもとで男女共同参 他の国々や国際機関とも協力

### ▼家庭での課題

だけに押しつけていませんか。 家事、育児、介護などを女性

> 回りました。 は七割を超えていたのが、二〇 〇四年に初めて反対が賛成を上 賛成する割合が、一九七九年で 家庭を守るべき」という意見に によると「夫は外で働き、妻は 内閣府の世論調査(二〇〇四年)

回っています。 に対し、男性は賛成が反対を上 は反対が賛成を上回っているの しかし、性別で見ると、女性

ついては、今後、男性が一層の 男女の固定的な役割分担意識に と考えられます。 意識変革をしていく必要がある このことから、家庭における

るようになりました。 なか表面化しませんでしたが、 バイオレンス (DV) と言われ いう意識から、今までは、なか る家庭内暴力の問題があります。 人権侵害として、ドメスティック・ また、家庭内の女性に対する DVはプライベートな問題と 人権侵害として認識され

### これはDVです

口人前でバカにする。 口自分の好みを押しつける。 口外で働くなと言ったり、 口大声でどなったり、命令口調 口何を言っても無視する。 を辞めさせたりする。 仕事

#### ▶職場での課題

れました。 えて、間接差別の禁止が明示さ メント(セクハラ)の防止に加 の改正で、セクシャル・ハラス 雇用機会均等法は、二〇〇七年

スを発生させます。 対象にもなるなど様々なマイナ 社会的信用の低下や損害賠償の けではなく企業や団体にとっても、 ラは被害者の人権を侵害するだ きにくくなることです。セクハ 性的な言葉や行為によって、 セクハラとは、相手の嫌がる 働

## これはセクハラです

口「女性には仕事を任せられない」 「女性は職場の花」などと発言 する。

口頼まれてないのに肩をマッサ 口酒の席でお酌を強要する。 口食事やデートにしつこく誘う。 ージするなど体に触れる。

口女性がいる場で、聞くに堪え

や偏見をなくすよう意識の改革 優位の社会慣行を見直したり、 みんなで日常生活における男性 に努めることが重要です。 一人ひとりが性による差別意識 女性の人権侵害をなくすには、 ない「わい談」をする。

選

矢崎節夫・絵 森川百合香

JULA出版局 発行

#### 参考・引用文献

口いやがっているのに性行為を

強要する。

人権ポケットブック 人権教育啓発推進センター発行

一九八六年に制定された男女

お

h

な の

子

金子みすぐ

ものは、 ものなのよ。 きのぼり おんなの子って しない

おばかなの。 ぶちごま するのは おてんばで、 たけうま のったら

だって いっぺんずつ しかられたから。 しってるの、 わたしは こいだけ

出典「金子みすゞ童謡絵本 おひさん、あめさん

に基づく表記をしています。 ※このページは参考・引用文献

22) まで。 課(教育庁舎1階 お問い合わせは、 3 2 · 2 市人権推

詩